

MHM Asian Legal Insights

第 141 号 (2022 年 8 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- 1. フィリピン : [第 12 次外国投資ネガティブリストの公表](#)
- 2. タイ : [企業結合規制における届出基準の明確化](#)
- 3. インドネシア : [P2P レンディングに関する新規則の施行](#)
- 4. シンガポール : [店舗物件の賃貸に関する規範の法令化](#)
- 5. マレーシア : [労働関連の近時の動向について](#)
- 6. ミャンマー : [①: ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～参考レートの下げ等](#)
[②: ミャンマー中央銀行によるノンバンク金融機関等に関する Directive の公表](#)

今月のコラム [—MHM ハノイオフィスとハノイの様子—](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 141 号 (2022 年 8 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. フィリピン: 第 12 次外国投資ネガティブリストの公表

2022 年 6 月 27 日、フィリピンのドゥテルテ大統領 (同年 2022 年 6 月 30 日にフェルディナンド・マルコス氏が大統領に就任) が大統領令 175 号 (Executive Order No. 175) に署名し、第 12 次外国投資ネガティブリスト (外資の参入が禁止又は制限されている分野を一覧化したリスト) が公表されました。外国投資ネガティブリストは、リスト A とリスト B に分かれており、リスト A は、憲法及び特別法に基づいて外国投資が制限される分野のリスト、リスト B は、安全保障、公衆衛生、中小企業の保護等を目的として外国投資が制限される分野のリストとなります。

第 11 次外国投資ネガティブリストからの主な変更点は以下のとおりです。

MHM Asian Legal Insights

(1) リスト A の主な変更点**(a) 公益事業の外資規制の緩和（改正公共サービス法）**

公益事業（Public Utilities）を営む会社に対する外資の出資は 40% までに制限されていますが、改正前の公共サービス法においては、この公益事業の範囲は解釈に委ねられていました。2022 年 4 月 7 日に施行された改正公共サービス法は、公益事業の定義を設けることにより、外資規制の対象となる公益事業の範囲を限定しています。第 12 次外国投資ネガティブリストは、この改正公共サービス法の内容を反映しています（なお、改正公共サービス法の概要については、本レター第 137 号（2022 年 4 月号）をご参照ください。）。

(b) 小売事業の外資規制の緩和（改正小売自由化法）

2022 年 1 月 21 日に施行された改正小売自由化法においては、小売事業の外資規制が大きく緩和され、例えば、外資がフィリピンで小売事業を営む場合の最低払込資本額は、250 万米ドル（現在の為替レートで約 3 億 3,800 万円）から 2,500 万フィリピンペソ（現在の為替レートで約 6,050 万円）に緩和されました。

第 12 次外国投資ネガティブリストにおいては、この改正小売自由化法の内容が反映されています（なお、小売自由化法の改正の概要については、本レター第 134 号（2022 年 2 月号）をご参照ください。）。

(2) リスト B の主な変更点**(a) 国内市場向けの中小企業の外資規制の緩和（改正外国投資法）**

2022 年 4 月 7 日に施行された改正外国投資法においては、払込資本が 20 万米ドル（現在の為替レートで約 2,700 万円）未満の国内市場向けの中小企業に対する外資規制（当該企業に対する外資の出資は原則 40% までとされます。）については、例外として、(i) 払込資本が 10 万米ドル（現在の為替レートで約 1,350 万円）以上であり、かつ、(ii) ①科学技術省（DOST）が定める先端技術に関するものであること、②Innovative Startup Act に基づいて当局が承認するスタートアップ又はスタートアップの成長を促進する機関であること、又は、③15 人以上のフィリピン人を雇用し、かつ、従業員の過半数がフィリピン人であることのいずれかに該当する場合に外資規制が適用されないこととされています。第 12 次外国投資ネガティブリストにおいては、この改正外国投資法の内容が反映されております。

MHM Asian Legal Insights

(b) 国防省（DND）のクリアランスを要する品目の外資規制の撤廃

第 11 次外国投資ネガティブリストにおいては、戦闘用の銃、弾薬、軍用兵器等の国防省のクリアランスを要する品目の製造、修理、保管、頒布等を行う企業に対する外資の出資比率は 40%以下とされていましたが、第 12 次外国投資ネガティブリストにおいては、この外資規制が撤廃されています。

外国投資ネガティブリストは、フィリピンで事業を行う外資企業にとって、最初に確認すべき重要なリストとなります。外資企業は、今般公表された第 12 次外国投資ネガティブリストの内容を踏まえ、フィリピンへの進出方法、出資のストラクチャー等を改めて検討することが考えられます。

（ご参考）

本レター第 134 号（2022 年 2 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00063987/20220221-102537.pdf>

本レター第 137 号（2022 年 4 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064412/20220420-125828.pdf>

弁護士 園田 観希央

☎ 052-446-8651（名古屋）

☎ 03-6266-8595（東京）

✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

2. タイ：企業結合規制における届出基準の明確化

現在のタイ取引競争法（Trade Competition Act B.E. 2560 (2017)、「TCA」）は 2017 年に施行されました。企業結合規制について、TCA 及びその下位規則において旧競争法に比べれば一定の基準が設けられたものの、いまだ不明確な部分又は複数の解釈があり得る部分が存在する状況でした。今般公表されたタイの取引競争委員会（Trade Competition Commission of Thailand、「TCCT」）の決定により、企業結合規制における届出基準がより明確になりました。本稿では、当該基準について概説します。

(1) タイの企業結合規制の届出基準の概要

タイにおける企業結合規制は、原則として事後報告制度が採用されており、①市場における「競争の重要な減少」となる可能性のある企業結合は、取引実行から 7 日以内の事後報告、②さらに、これを超えて「市場独占・市場支配」となる可能性のある企業結合は、事前の届出及び許可が必要とされています。

MHM Asian Legal Insights

そして、タイ市場への影響（タイ国内に商品若しくはサービスが存在する、又はタイへの商品若しくはサービスの提供がある場合）がある限り、企業結合の場所を問わず、TCA の企業結合規制による届出の対象となり得ます（「タイ国内市場の存在」に関する基準）。他方、タイ市場への影響がない場合、企業結合当事者である法人・そのグループ会社は、TCA における「事業運営者」（同法 5 条）の定義に該当せず、届出の対象となりません。

この企業結合規制に違反した場合、行政処分の対象となります。事後報告を怠った場合、①20 万バーツ（現在の為替レートで約 75 万 8,000 円）以下の制裁金及び②報告を行うまで 1 日当たり 1 万バーツ（現在の為替レートで約 3 万 7,000 円）以下の制裁金が課されます。また、事前の届出を怠った場合、①取引額の 0.5% に相当する金額以下の制裁金及び②企業結合解消命令等の対象になり得ます。なお、上記の処罰については、企業結合当事者である法人のほか、当該法人の取締役等も処罰の対象となります（両罰規定）。

(2) 今般公表された TCCT の決定における事業運営者の「タイ国内市場の存在」に関する基準について

TCCT は、「タイ国内市場の存在」に関する基準についての決定をいくつか公表しました。これらの決定により、TCCT の「タイ国内市場の存在」に関する基準の検討方針が相応に明確になったといえます。具体的には、TCCT は、以下の 2 つの要素を重視していると考えられます。

- (a) 企業の存在（corporate presence）：一方の企業結合当事者の法人・そのグループ会社について、タイに登記・設立した子会社又は支店等のタイ国内の拠点が存在しない場合、その法人・グループ会社は TCA における「事業運営者」とみなされないため、TCA 及び企業結合規制の対象とならず、届出を提出する必要が無いと解されています。
- (b) 商業の特性（commercial characteristics）：一方の企業結合当事者の法人・そのグループ会社がある程度タイ企業との間で取引関係があるものの、そのような取引がタイ国内の事業活動とみなされない程度にとどまれば、その法人・グループ会社は TCA における「事業運営者」とみなされないため、TCA 及び企業結合規制の対象とならず、届出を提出する必要が無いと解されます。そのような場合の例として、具体的に、①従来型の販売手法（traditional channels）を通じた、タイ企業や顧客等の取引先への直接の輸出、②グループ関係にない独立したローカルの販売業者を通じたタイ国内での販売、及び③オンラインプラットフォーム（online platform）を通じた、タイ企業や顧客等の取引先への直接の輸出、が挙げられています。なお、当該具体例は限定列举ではないと考えられます。

MHM Asian Legal Insights

以上から推測するに、多くのケースで企業結合規制の届出対象になるのは、企業結合の両当事者がタイ国内市場の企業として存在する場合と考えられます。当該決定の公表により、オフショア取引のうち、タイ国内市場に一定の影響を与え得るような取引であっても、上記の例示列举のような内容にとどまるのであれば届出の対象とならず、企業には大きなメリットがあると思われます。もっとも、あくまでもこれは現在まで公表された決定の解釈に基づくものであり、今後は、TCCT がこれらの決定に関し、新たな決定を公表し、内容が改訂される可能性もあるため、継続的に状況を注視する必要があります。

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-009-5166 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhm-global.com

タイ弁護士 プームパット・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5175 (バンコク)

✉ poompat.u@mhm-global.com

弁護士 白井 啓子

☎ +66-2-009-5130 (バンコク)

✉ keiko.shirai@mhm-global.com

タイ弁護士 スパカーン・ニンマンタートウォン

☎ +66-2-009-5173 (バンコク)

✉ supakan.n@mhm-global.com

3. インドネシア：P2P レンディングに関する新規則の施行

2022 年 7 月 4 日、インドネシアの金融庁（「OJK」）は P2P（Peer to Peer）レンディングに関する規則（OJK 規則 2022 年 10 号：「本規則」）を公布し、本規則は同日付けで施行されています。

インドネシアでは、銀行サービスを受けることのできない層に対する金融包摂や金融サービスのデジタル化を目的として、オンラインでの個人間貸付けを可能とする P2P レンディングに関する OJK 規則 2016 年 77 号（「旧規則」）が施行されていました。しかし、旧規則制定後、P2P レンディングサービスを提供する事業者が乱立し、中には違法な貸付けや債権回収を行う事業者等も現れたことから、OJK としては P2P レンディングサービス事業者に対する規制を強化することを長年検討していました。

以上のような経緯を踏まえ、本規則は、P2P レンディングサービスについて、全体的な規制枠組みの変更を目的として施行されており、本規則の施行により、旧規則は廃止されています。

本規則の内容は多岐にわたりますが、以下では、本規則の中でも重要と思われる点を簡潔に紹介します。

(1) P2P レンディングに関するライセンス取得手続の変更

旧規則においては、P2P レンディングサービス事業者（P2P レンディングプラットフォームのサービス提供者：「P2P オペレーター」）は、事業を営むにあたり、まず

MHM Asian Legal Insights

OJK に登録を申請し、その後 1 年以内に別途 OJK からライセンスを取得する必要がありました。

本規則においては、事前の登録手続は廃止され、直接ライセンスを申請・取得すればよいこととされています。

(2) 最低払込資本金額要件の変更

旧規則において、P2P オペレーターの最低払込資本金の額は、OJK への登録時に 15 億インドネシアルピア（現在の為替レートで 1,350 万円）、ライセンス取得時に 25 億インドネシアルピア（現在の為替レートで 2,250 万円）とされていましたが、本規則では大きく増額され、会社設立時に 250 億インドネシアルピア（現在の為替レートで 2 億 2,500 万円）が必要とされています。

なお、上記変更は、本規則施行後に P2P オペレーターのライセンスを新たに申請する場合にのみ適用され、旧規則下において既にライセンスを取得しているか、又はライセンス取得手続中の P2P オペレーターについては適用されません。

(3) 純資産維持要件の導入

本規則においては、P2P オペレーターは、最低払込資本金額要件とは別に、最低 25 億インドネシアルピア（現在の為替レートで 1 億 1,300 万円）の純資産を常に維持する必要があるものとされています。もっとも、純資産維持要件は段階的に遵守することが認められており、本規則施行日から 1 年以内に 25 億インドネシアルピア（現在の為替レートで 2,250 万円）を、2 年以内に 75 億インドネシアルピア（現在の為替レートで 6,750 万円）を、そして 3 年以内に 125 億インドネシアルピアを維持すればよいものとされています。

(4) P2P オペレーターの禁止事項の拡大

旧規則では、P2P オペレーターの禁止行為（例えば、P2P オペレーター自身が貸付けや借入れを行うことの禁止）が定められていたところ、本規則においては、これに追加される形で新たな禁止事項が定められています。具体的には、①貸付人を代理してプラットフォーム上で借入人に対して貸付行為を行うこと、②自動貸付機能（貸付人が P2P オペレーターに対して、借入人に対する貸付けのための資金を事前に提供し、貸付人が、実際に借入人に対して行われる個別具体的な貸付行為に一切関与することなく、貸付けを行うことができる機能）を提供すること、③P2P オペレーター自身の取締役、コミサリス、従業員、及びそれらの関連当事者に対し、自らが運営するプラットフォーム上で貸付人として活動させること、並びに④P2P オペレーター自身の取締役、コミサリス、従業員、株主及びそれらの関連当事者に対し、自らが運営

MHM Asian Legal Insights

するプラットフォーム上で借入人として活動させること等が新たに禁止されています。

(5) 貸付金額に関する制限の追加

本規則上、ある P2P プラットフォームを通じて借入人 1 人／社が貸付人から借入ることが可能な借入上限額は 20 億インドネシアルピア（現在の為替レートで 1,800 万円）とされており、この点は旧規則から変更ありません。

本規則においては、上記借入上限額の定めに加え、貸付上限額の規定が新たに設けられています。具体的には、ある P2P プラットフォームを通じて貸付人 1 人／社がある暦月に借入人に対して貸付けることができる貸付上限額について、各前月末時点において、当該貸付人が当該 P2P プラットフォームを通じて行っている貸付残高総額の 25% までとされています。貸付上限額に関する本規制は段階的に導入されることとされており、本規則施行日から、6 か月以内は各前月末貸付残高総額の 80% まで、12 か月以内は各前月末貸付残高総額の 50% までの貸付けが認められています。

また、OJK からのライセンスを取得し金融サービス事業を行っている貸付人には、上記より緩やかな貸付上限規制が適用され、当該貸付人は各前月末貸付残高総額の 75% までの貸付けが認められています。

(6) 支配株主の概念及び適性検査（フィット・アンド・プロパーテスト）の導入

本規則では、他の金融機関に対する OJK 規則と同様に、支配株主という概念が導入され、P2P オペレーターは支配株主に該当する者を少なくとも 1 名指定する必要があるとされており、P2P オペレーターが支配株主を指定しない場合には OJK がこれを指定することができるものとされています。本規則上、支配株主は、(i) P2P オペレーターの 25% 以上の議決権株式を有する、又は (ii) P2P オペレーターの 25% 未満の議決権株式を有するにとどまるものの、P2P オペレーターを直接又は間接的にコントロールしていると認められる法人等と定義されており、特定の P2P オペレーターの支配株主として指定された者は、原則として、他の P2P オペレーターの支配株主になることは禁止されています（いわゆるシングル・プレゼンスポリシー）。

さらに、本規則では、P2P オペレーターの①支配株主、②取締役、③コミサリスについての適性検査（フィット・アンド・プロパーテスト）を実施し、OJK からの承認を得る必要がある旨も定められています。

(7) OJK の承認が必要となる行為の拡大等

旧規則では、OJK の承認を要する P2P オペレーターの行為として、株主の変更（change of ownership）のみが規定されていました。本規則においては、「change of

MHM Asian Legal Insights

ownership」の内容が詳細化ないし拡大されており、具体的には、まず P2P オペレーターが非公開会社である場合、旧規則同様、全ての株主変更について OJK の承認が必要とされているのに加え、P2P オペレーターの株主の株主変更（間接株主の変更）についても、OJK の承認が必要とされています。他方で、P2P オペレーターが公開会社の場合には、支配株主の変更がある場合は OJK の承認が必要とされています。

その他、公開会社又は非公開会社であるかにかかわらず、P2P オペレーターの増資、取締役・コミサリスの変更、合併等についても OJK の承認が必要とされています。また、本規則では新たに、OJK からライセンス取得後 3 年以内の新株主の追加及び支配株主の変更が禁じられています。

以上のとおり、本規則による規制内容の変更は、P2P レンディングサービスに対する OJK による監督を強化するものといえます。P2P オペレーターとして事業を行う場合の各種義務や要件について留意が必要であることに加えて、本規則では、貸付上限額についても新たに設けられているため、P2P レンディング実務に与える影響は相応にあるように思われます。OJK の監督状況含め、今後の実務動向も注視する必要があります。

弁護士 竹内 哲
☎ +65-6593-9755（シンガポール）
✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 花村 大祐
☎ +65-6593-9466（シンガポール）
✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

弁護士 シャハブ 咲季
☎ +65-6593-9757（シンガポール）
✉ zaki.shahab@mhm-global.com

4. シンガポール：店舗物件の賃貸に関する規範の法令化

シンガポール通商産業庁（The Ministry of Trade and Industry : 「MTI」）は、2022 年 7 月 18 日付けで、既存の店舗物件の賃貸に関する規範（Code of Conduct for Leasing of Retail Premises in Singapore : 「規範」）の遵守を義務付ける法案（「本法案」）を公表し、いわゆる意見公募手続を開始しました。本稿ではその概要について紹介します。

(1) 本法案の目的と適用対象

本法案は、昨年 2021 年 3 月 26 日にシンガポール事業連盟（Singapore Business Federation）によって策定され、同年 6 月 1 日より適用対象者による自主的採択が推奨されている規範の内容を法令化することにより、①同内容の遵守を（奨励ではなく）義務付けること、②紛争解決手続の円滑化を図ること、及び③公正賃貸産業委員会（The Fair Tenancy Industry Committee : 「委員会」）の役割を明確にすることを目

MHM Asian Legal Insights

的としています。

本法案の適用対象者は、以下のカテゴリに属する店舗物件について、期間 1 年以上の賃貸借契約を締結する家主及びテナントの両方となります。

- レストラン、カフェ、バー、パブ、ナイトクラブ
- 小売店（スーパー、持ち帰り専用の飲食店、美容室等）
- 医療クリニック（一般診療所、歯医者、美容クリニック等）
- ペットショップ
- スクール（学習塾、音楽教室、ダンススクール等）
- 託児所
- ジム・スポーツクラブ、フィットネスセンター
- エンターテインメント施設（例：映画館、ボウリング場等）

(2) 規範の遵守

本法案の下、適用対象者は、規範で定められる以下 11 の賃貸原則（Leasing Principal）を遵守することが求められます。

項目		概要	合意による 逸脱の可否
1.	排他性	近隣エリアでの別店舗・支店開設を制限する条項の禁止	可
2.	賃貸借契約 作成費用	規範で定められた賃貸借契約雛型を使用する場合、テナントが家主の弁護士費用を負担することとしてはいけない等	不可
3.	広告宣伝費	広告宣伝費及びサービス費に関する家主の記録義務及び当該公告・サービス費の増額による賃料総額の増額の禁止	不可
4.	解約（家主）	再開発工事による期限前解約権は、賃貸借契約に同内容が含まれる場合に行使でき、また最低 6 か月の事前通知が必要	不可
5.	販売実績	テナントによる販売目標の未達成を理由にした、家主による解約権を定める条項の原則禁止	可
6.	不測の事態	テナントが不測の事態により事業活動を遂行できない場合には、家主との賃貸借契約の再交渉を奨励	不可
7.	解約 （テナント）	一定の事由発生時の、テナントによる賃貸借契約の期限前解約権（支払不能・フランチャイズ権の喪失等）	不可
8.	保証金	床面積 5,000sq.ft. 以下かつ期間 3 年までの賃貸借にお	可

MHM Asian Legal Insights

		ける保証金は、3 か月分の賃料に相当する金額以下とする	
9.	床面積変更	家主による面積の調査確認証明書の提出義務、及びこれに基づく賃料調整義務	不可
10.	建物維持	家主による賃貸スペースが入っている建物の修繕維持義務	不可
11.	賃料構造	賃料は、単一計算方法に基づくものとする（2 つの異なる計算式を採用し、いずれか高い方を賃料とする計算方法を採用することは不可）	可

ただし、上記 11 の賃貸原則のうち、1.排他性、5.販売実績、8.保証金、及び 11.賃料構造の 4 つに関しては、家主及びテナントによる双方の合意によって上記原則から逸脱する内容の規定を置くことが可能とされています。両当事者がこれに合意した場合、賃貸借契約締結後 14 日以内に、委員会に共同で宣言を行わなければならないとされています。

(3) 紛争解決プロセスの促進

賃貸借契約の条件が規範に定められる賃貸原則に準拠しているか否か、及び当事者の当該義務遵守について紛争が生じた場合には、14 日以内に権限のある紛争解決機関に不履行の苦情を申し立てることができるとされ、シンガポール仲裁センター（Singapore Mediation Centre）が紛争解決機関として指名される予定です。

(4) 委員会の役割

本法案の下では、MTI 大臣が委員会の構成者（委員長及び委員）を任命する権限を有し、委員会の主たる役割は、規範の見直し及び更新することとされています。また、上記(2)で述べた 4 つの賃貸原則の逸脱に関する共同宣言に関する実務的なプロセスを確立することも委員会の役割とされています。

なお、今後委員会は毎年少なくとも 1 回は規範の見直しを行うことになるとも現地で報道されており、今後の国会での法案可決状況等についても注視する必要があると思われます。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750 (シンガポール)

✉ megumi.arima@mhm-global.com

5. マレーシア：労働関連の近時の動向について

近時、マレーシアにおいては労働法の分野で法改正に向けた動きがみられます。現地で従業員を雇用し事業活動を行う日系企業にとって関心が高い事項と思われるため、以下のとおり要点を紹介します。

(1) セクシュアルハラスメント防止法案の下院通過

2022年7月20日、セクシュアルハラスメント防止法案が連邦議会下院（Dewan Rakyat）を通過しました。改正法案が成立すると、セクシュアルハラスメントの被害を受けた場合には、セクシュアルハラスメント防止審判機関に対し申立てを行うことにより、損害賠償を求めることができることとなります。審判機関の構成員は女性・家族・地域社会開発大臣により任命されますが、少なくとも12人とされており、少なくとも7名は司法・法務職にある者が経験ある弁護士、少なくとも5名はセクシュアルハラスメントに知見のある有識者とされています。実際に申立ての処理をする審判廷は審判機関の構成員から選ばれる3名により構成され、審判機関の長官（司法・法務職にある者が選任される。）がその3名を選びます。なお、3名のうち必ず1人は女性としなければなりません。

審判手続は非公開であり、複雑な法的問題が含まれると審判機関が判断する場合を除いて弁護士による代理は認められないとされています。

(2) 被用者社会保障法改正法案の下院通過

2022年7月21日、1969年被用者社会保障法（Employee's Social Security Act 1969）の改正案が連邦議会下院を通過しました。現在の被用者社会保障法の5条2項では、被用者の月給が4,000リンギット（現在の為替レートで約12万円）を超えるときは、その月給の額を4,000リンギットとみなすとされています。月給4,000リンギット超の被用者についてはその前提で拠出額等が決められていますが、改正法案が成立した場合にはこの金額が4,000リンギットから5,000リンギット（現在の為替レートで約15万1,000円）に変更され、別表に定める傷病・就労不能保険のための拠出額もその前提で変更されることとなります。

MHM Asian Legal Insights

(3) 雇用保険制度法改正法案の下院通過

2022 年 7 月 25 日、2017 年雇用保険制度法（Employment Insurance System Act 2017）の改正案が連邦議会下院を通過しました。上記(2)と同じく、被用者の月給の額を 4,000 リンギット（現在の為替レートで約 12 万円）とみなすとされていたものを 5,000 リンギット（現在の為替レートで約 15 万 1,000 円）に変更するものであり、別表に定める拠出額等についてもその前提で変更されることとなります。

(4) 改正雇用法の施行

改正雇用法が 2022 年 9 月 1 日より施行されます。本レター第 132 号（2021 年 12 月号）では法案提出時に内容を紹介しておりました。産休については、法案の時点では 90 日への延長が提案されていましたが、成立した改正法においてはこれが 98 日に改められています。

（ご参考）

本レター第 132 号（2021 年 12 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00050592/20211220-112653.pdf>

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919（東京）
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

6. ミャンマー**①：ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～参考レートの引下げ等**

ミャンマー国内の外貨不足を受けたミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar：「CBM」）による外国為替管理措置（「本外為替管理措置」）の導入とその後の経過については、本レター第 136 号（2022 年 4 月号外）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本号では、本外為替管理措置の 2022 年 7 月 20 日以降の続報をお伝えします。

(1) CBM の定める参考レートの引下げ等について

2022 年 8 月 6 日、CBM は、同月 8 日以降適用される公定の参考レートを、従前の 1 米ドル（現在の為替レートで約 135 円）あたり 1,850 ミャンマーチャットから 2,100

MHM Asian Legal Insights

ミャンマーチャット（現在の為替レートで約 118 円から約 133 円）に引き下げる旨を公表しました。

本外為管理措置のうち、外国通貨のミャンマーチャットへの転換義務（「強制兌換措置」）に関しては、ミャンマー国内に保有する外国通貨を、所定の期限内に、1 米ドルあたり 1,850 ミャンマーチャット（現在の為替レートで約 118 円）でミャンマーチャットに転換しなければならないと定められています。CBM の上記公表において明確に言及されていないものの、8 月 8 日以降は、強制兌換措置において適用される換算レートとしても、1 米ドルあたり 2,100 ミャンマーチャット（現在の為替レートで約 133 円）が使用されることになると考えられます。

また、CBM は、2022 年 8 月 10 日付け Directive 第 11/2022 号において、銀行や両替商等における外国為替レートは、CBM が公表する参考レートから上下 0.3% 以内に制限される旨を公表しました。本レター第 131 号（2021 年 11 月号）でお伝えしたとおり、同様の為替レートの規制は、2021 年 11 月 10 日付け Directive 第 18/2021 号で定められていたものです。従前の規制では、CBM の定める参考レートの上下 0.5% 以内と定められていた制限がより厳格なものとなりました。ただ、市中の実勢レートが CBM の参考レートから大きく乖離した状態はこれまでも長く続いており、今後 CBM がどこまで実勢レートを実際に管理できるかは不透明な状況です。

(2) 強制兌換措置の適用に関する CBM の動向について

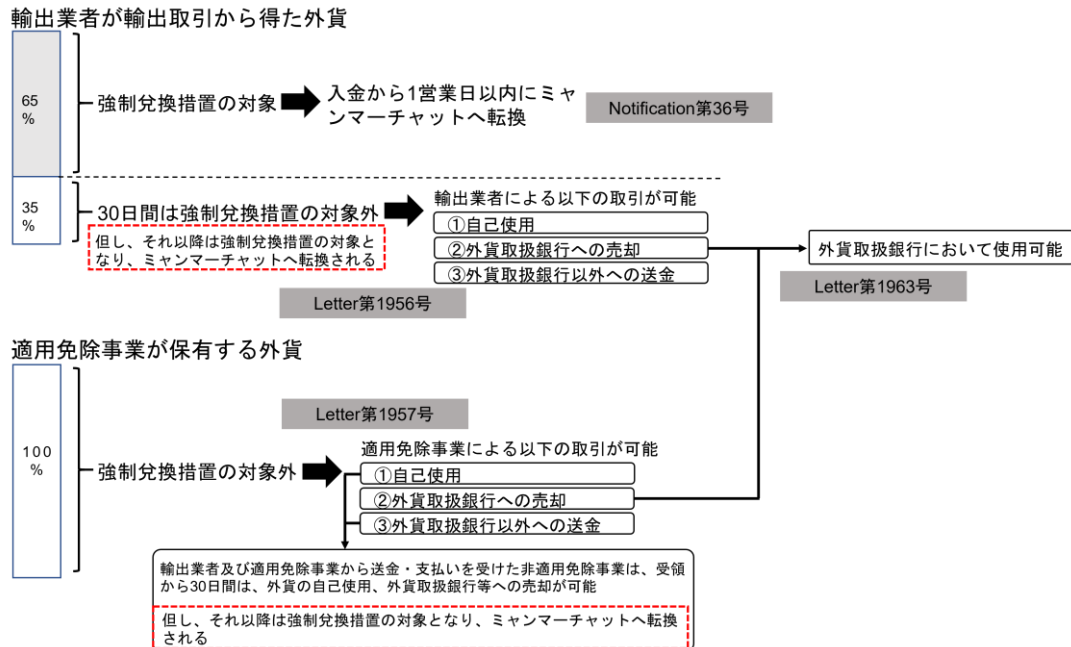
強制兌換措置の適用に関して、2022 年 8 月以降 CBM は、下表のように立て続けに複数の Notification や Letter を公表しています。

輸出業者が輸出取引から得た外貨の取扱いについて	2022 年 8 月 5 日付け Notification 第 36/2022 号（「Notification 第 36 号」） 2022 年 8 月 16 日付け Letter 第 FE-1/Paka/1956 号（「Letter 第 1956 号」）
強制兌換措置の適用が免除される事業（「適用免除事業」）が保有する外貨の取扱いについて	2022 年 8 月 16 日付け Letter 第 FE-1/Paka/1957 号（「Letter 第 1957 号」）
輸出業者又は適用免除事業から外貨取扱銀行が購入した外貨の取扱いについて	2022 年 8 月 16 日付け Letter 第 FE-1/PaKa/1963 号（「Letter 第 1963 号」）

これらの Notification 等の内容は非常に不明確で、CBM の意図するところが一部判然としない部分があるものの、可能な範囲で概要を整理すると下図のとおりになるものと考えられます。なお、本外為管理措置のうち、外貨送金の実施に関する外国為替監督委員会（Foreign Exchange Supervisory Committee）の事前承認取得義務に関し

MHM Asian Legal Insights

ては、これらの Notification 等による変更はないとみられます。



なお、下記の点は、明文規定からは明らかでなく、今後の実務運用や CBM からの追加のアナウンス等による明確化が期待されるところです。

- (a) 強制兌換措置の対象外として、外貨取扱銀行以外への送金が認められているが、この送金は、当該第三者に対する従前の債務弁済など原因行為に基づくものである必要があるか（又は外貨取扱銀行に対するのと同様に新たな売却が認められるのか）
- (b) 本外為管理措置の下で、ミャンマー国内における外貨建てでの銀行取引の実施が事実上停止されている状態が続いているが、Letter 第 1956 号及び第 1957 号において認められている一定の外貨取引については、ミャンマー国内での銀行取引の実施が解禁されるのか
- (c) 銀行口座内の外貨が強制兌換措置の対象となるか否かを判断するには、当該外貨の来歴を把握することが必要と考えられるが、CBM はどのように確認するのか（そもそも CBM は外貨の来歴をトレース可能なのか）
- (d) Letter 第 1963 号に基づいて外貨取扱銀行に認められた外貨の「使用」が具体的にどのような取引を意図しているのか

本外為管理措置の導入された 2022 年 4 月以降、CBM やその他の関係当局は、外貨の国外流出の抑制を含む様々な施策を採ってきていますが、特に 7 月以降の CBM の動向は混迷を極めていといえます。ミャンマー国内の外貨不足やそれに伴う金融機

MHM Asian Legal Insights

関の機能不全の状態に改善の兆しは見ておらず、今後更なる情勢の悪化もあり得ることから、引き続き現地の動向に注視が必要です。

(ご参考)

本レター第 131 号 (2021 年 11 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00050418/20211122-110501.pdf>

本レター第 136 号 (2022 年 4 月号外)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064325/20220408-041318.pdf>

本レター第 138 号 (2022 年 5 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064627/20220520-114800.pdf>

本レター第 139 号 (2022 年 6 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064989/20220620-023853.pdf>

本レター第 140 号 (2022 年 7 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065180/20220721-021507.pdf>

②: ミャンマー中央銀行によるノンバンク金融機関等に関する Directive の公表

金融機関法 (Financial Institutions Law) に定めるノンバンク金融機関 (non-bank financial institution: 「NBFI」) については、CBM による 2021 年 1 月 26 日付け Notification 第 1/2021 号 (2021 年 Notification) において、CBM の事前承認手続や事業規制は一定程度明らかにされました (詳細については、本レター第 121 号 (2021 年 2 月号) をご参照下さい。) が、2021 年 2 月の国家緊急事態宣言以前に関心が高まっていた NBFI の外資開放に関しては特段の規定が置かれておらず、その後も特にアップデートがない状態が続いていました。

CBM は、2022 年 7 月 13 日付け Directive 第 8/2022 号 (「本 Directive」) において、NBFI 事業への外資参入に関して、CBM の承認手続や、参入後の事業実施に関する規制等を公表しました。

本 Directive では、CBM の事前承認を受けることにより NBFI への外資参入が可能であること、及び NBFI は外資 100% まで認められることが明らかにされるとともに、CBM への具体的な提出書類を含む申請手続の詳細が規定されています。数年来期待されていた NBFI の外資開放について、CBM が初めて明確な形で認めたものとして意味のあるものと言えます。

ただ、本 Directive の規定上、CBM への申請時点で、現地法人の設立や最低資本金 (1,000 万米ドル (現在の為替レートで約 13 億 5,000 万円)) の払込を完了していなければならないと読める部分があります。事業実施に関する許認可が得られるかどうか未確定の段階でこれらの対応を採ることは非常にリスクが大きく、実務運用上の取扱い次第で、外資参入時のボトルネックになり得ます。また、現地の不安定な政情の下で、

MHM Asian Legal Insights

今後実際に外資企業による NBF 事業への参入が行われるか、具体的な申請手続が CBM でどのように処理されるのかといった点について注視していく必要があります。

(ご参考)

本レター第 121 号 (2021 年 2 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047375/20210222-105742.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)
☎ +65-6593-9752 (シンガポール)
☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)
✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)
☎ +65-6593-9762 (シンガポール)
☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)
✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)
☎ 03-6266-8566 (東京)
✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム—MHM ハノイオフィスとハノイの様子—

弊事務所は、2022 年 1 月より、ベトナム・ハノイ中心部にハノイオフィスを開設しており、本稿提出日現在、ベトナム人パートナー弁護士を含むベトナム人リーガルスタッフ 5 名、筆者を含む日本人弁護士 3 名、秘書 3 名が所属しています。場所は、ハノイのシンボリック的存在であるロッテセンター（64 階建て）の真向かいにそびえる、Capital Place Hanoi の 19 階です。



斜向かいには、家族連れやカップルがボートを楽しめる大きな池があるトゥーレ公園が位置しており、ハノイオフィスの大会議室の窓からは、緑や湖面を含む美しい風景を眺めることができます。日本食のレストランが多いリンラン地区やキムマー地区にも徒歩圏内で、隣には日本大使館や、ユニクロや無印良品が入った商業施設もあり、便利な地区です。

ベトナムは日本や周辺諸国からの旅行先として人気の国ですので、ベトナム旅行に行かれたことのある方は多いと思いますが、行き先はホーチミン（南部）やダナン（中部）が中心で、ハノイ旅行の経験のある方は少数派かもしれません。



ベトナムは南北に細長い国であり、ホーチミンとハノイとでは天候や食事にも結構違いがあります。赴任して一番驚いたのは、真冬（2 月～3 月上旬）のハノイは 10℃を下回ることもあるほど寒くなることで、冬はジャケットが必要となります。また、ベトナム料理というとフォーやバインミー（フランスパンで具材をはさんだベトナムサンドウィッチ）が有名ですが、北部では、ブンチャーという麺をお酢ベースのスープにつけて頂くつけ麺料理も名物料理の一つで、私も試しましたが、他では食べたことのない味わいで、お気に入りのベトナム料理の一つとなりました。

コロナ流行が収まったら、ベトナム北部旅行も選択肢の一つに如何でしょうか。ハロン湾や棚田で世界的に有名なサパ等、ハノイの他にも見どころはたくさんあります。

（弁護士 岸 寛樹）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『【有料 WEB セミナー】ケースで理解するカーブアウト M&A～基礎から案件遂行上の実務ポイントまで～』

視聴期間 2022 年 7 月 11 日（月）10:00～2022 年 9 月 12 日（月）17:00

講師 佐藤 典仁

主催 株式会社商事法務
- セミナー 『一歩先の「ビジネスと人権」と人権デュー・ディリジェンス～理想と現実の間で、どう対応するべきか～』

開催日時 2022 年 8 月 25 日（木）13:00～16:00

講師 梅津 英明

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『第 4956 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「越境ワーク」に対応するために法務・税務担当者が留意すべき点と具体策』

開催日時 2022 年 8 月 29 日（月）13:30～16:30

講師 宇賀神 崇

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『第 1959 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「グローバル（欧米・アジア／BRICs）データ保護規制の要点比較と最新実務対応』

開催日時 2022 年 8 月 31 日（水）13:30～16:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『ケーススタディで理解する カーブアウト M&A の基礎とノウハウ～多国籍カーブアウト事例で分かりやすく解説～』

開催日時 2022 年 9 月 1 日（木）10:00～12:00

講師 佐藤 典仁

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『「越境ワーク」Q&A ～「越境ワーク」の法務・税務上の留意点と実務対応～』

開催日時 2022 年 9 月 7 日（水）13:30～16:30

講師 宇賀神 崇

主催 株式会社金融財務研究会

MHM Asian Legal Insights

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Data Protection
2022 - Thailand Chapter」
- 掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2022
9th Edition
- 著者 岡田 淳、プラーナット・ラオハパイロート

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com